



地震で被害を受けられた皆さまへ しまねの木（県産木材）を 使った住宅の再建を支援します

平成30年度 県内産木材活用被災者住宅再建助成事業

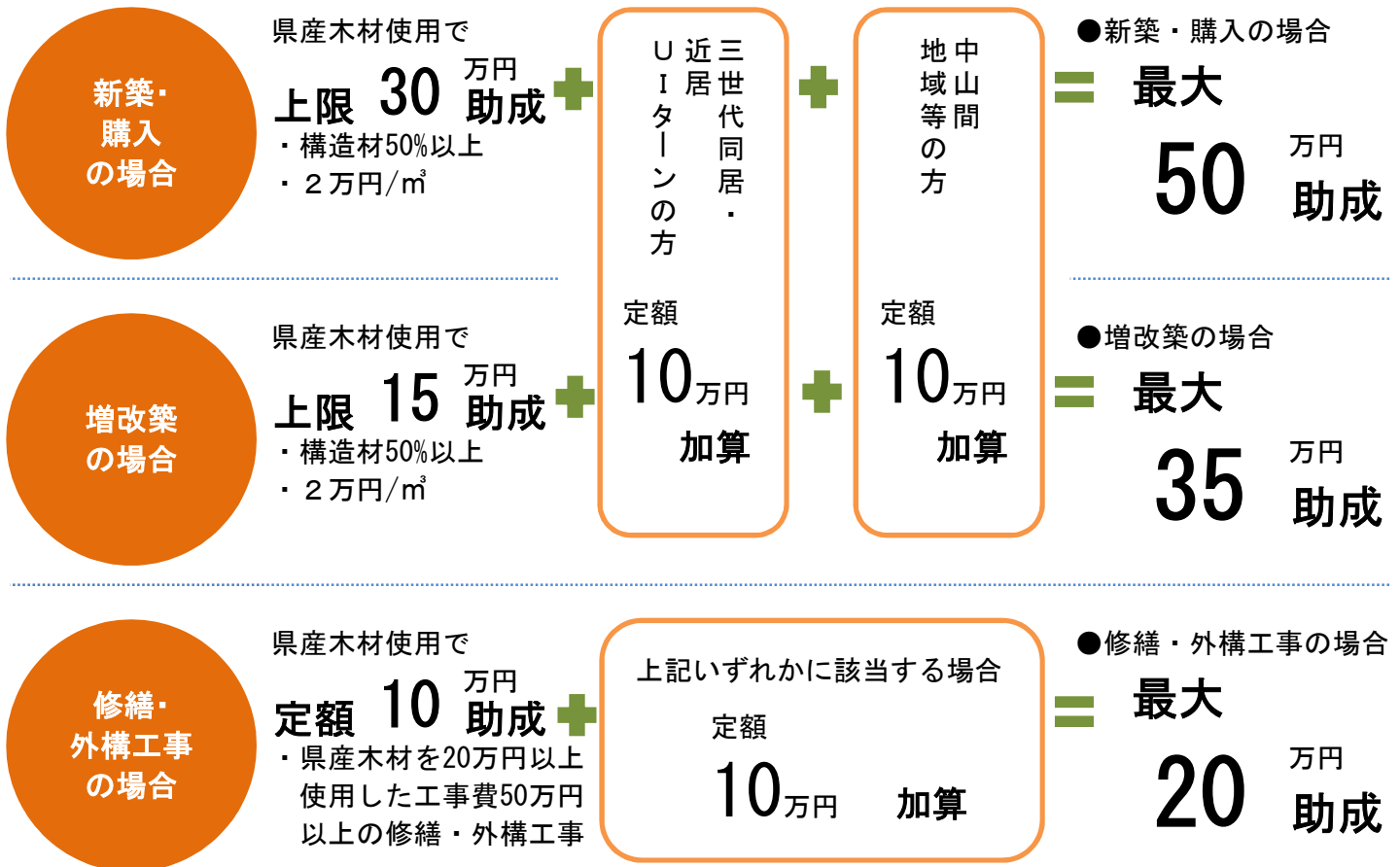
島根県西部を震源とする地震の被害を受けられた方が行う
県産木材を使った木造住宅の新築・購入、増改築などに
助成することにより、安心して暮らせる住宅の再建を支援
する制度です。

助成対象

島根県西部を震源とする地震により
被災した世帯
※外構工事以外は罹災証明が必要です。
※外構工事は被災証明が必要です。

対象施設

被災により破損した家屋・外構施設



※ただし、本事業と「被災者生活再建支援事業」及び「石州瓦産業経営強化支援事業」の助成額合計が実際に掛かった額までとする。
 ※近居は、同一地域(地区公民館区域または直線距離で5km以内)に居住する場合
 ※UIターンは、県内に転入後5年以内の場合
 ※中山間地域等は、島根県中山間地域活性化計画に定める中山間地域、過疎化地域と見なされる区域を含む過疎地域及び
 半島振興法に指定された地域のいずれかに該当する場合

このほか、金融機関による住宅ローンの金利割引制度や、市町村助成がある場合があります。詳しくは金融機関(山陰合同銀行、島根銀行、島根中央信用金庫、日本海信用金庫、しまね信用金庫、JALしまね)・市町村へお問い合わせください。

問い合わせ先 (一社)島根県木材協会 TEL 0852-21-3852 FAX 0852-26-7087
〒690-0886 松江市母衣町55(林業会館3F)

県内産木材活用被災者住宅再建助成事業

の申請に必要な書類

この事業をご活用いただくには、下記の書類が必要となります。

【各メニュー共通】

- ①罹災証明書又は被災証明書の写し
 - ②事業費(工事費)の総額が確認できる領収書の写し
 - ③県産木材使用証明書
 - ④しまねの木認証書
- } * あらかじめ工事施工者の方等に県内産木材の使用について確認してください

【新築・購入、増築・改築の場合】

- ⑤建築確認済証又は建築工事届けの写し
- ⑥設計図(平面図)の写し
- ⑦売買契約書の写し(購入の場合)

【修繕・外構工事の場合】

- ⑧県産木材費(20万円以上)が確認できる領収書の写し
- ⑨設計図(平面図、見取り図等)の写し

注意：本事業と「被災者生活再建支援事業」及び「石州瓦産業経営強化支援事業」の助成額合計が実際に掛かった額までとなります

問い合わせ先 (一社)島根県木材協会

(提出先) TEL 0852-21-3852 FAX 0852-26-7087

〒690-0886 松江市母衣町55(林業会館3F)